

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
第3回ライフル射撃（50m、10m、BR・BP）競技会運営委員会



会議資料

わた SHIGA 輝く国スポ ライフル射撃競技会
本大会まであと 225 日

第79回国民スポーツ大会

会期前：令和7年（2025年）9月6日（土）～9月25日（木）

本会期：令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

第24回全国障害者スポーツ大会

令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

湖国の感動 未来へつなぐ



キャッフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャッフィー

目 次

報告事項.....	1
(1) 令和6年度全日本社会人スポーツ射撃競技選手権大会／全国ジュニアスポーツ射撃競技大会 (わた SHIGA 輝く国スポライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技リハーサル大会)実施結果について.....	2
(2) SAGA2024 国スポライフル射撃競技会視察結果について	14
(3) 準備状況・今後のスケジュール	26
参考資料.....	27
(1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則	28
(2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 県外・県市町共催等競技会運営委員会規程	34

報告事項

- (1) 令和6年度全日本社会人スポーツ射撃競技選手権大会／全国ジュニアスポーツ射撃競技大会
(わた SHIGA 輝く国スポライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技リハーサル大会)実施結果について
- (2) SAGA2024 国スポライフル射撃競技会視察結果について
- (3) 準備状況・今後のスケジュール





わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



令和6年度 全日本社会人スポーツ射撃競技選手権大会／ 全国ジュニアスポーツ射撃競技大会

わたSHIGA輝く国スポ・ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技リハーサル大会



実施結果の報告

1. 競技会の概要

【競技日程】

令和6年(2024年)9月13日(金)～16日(月)

※13日は前日練習

【会場地】

能勢ライフル射撃場

〒563-0114 大阪府豊能郡能勢町山内19-1

【来場者数】

選手・監督：250名／日

大会関係者：120名／日

実行委員会：26名／日

一般観客：約40人

延べ参加者数：約1,800人



2. 競技運営

○競技役員

ライフル射撃協会等

人数：58名

- ・競技運営を担当

○競技会係員

滋賀県職員

人数：25名

- ・競技会運営を担当

○競技補助員

高校生補助員

人数：32名

- ・競技進行補助、ビーム体験コーナー運営を担当

滋賀学園12名
水口高校14名
甲南高校6名
引率者3名



2. 競技運営

【競技会運営関係】

- 競技運営は、競技役員が行い、補助として高校生補助員を動員。
- 競技会運営は、県職員が中心となって行い、ビーム体験コーナーなど一部を高校生補助員が運営。
- 職員動員は、3日間で約80人（延べ人数）。
（すべて国スポ・障スポ大会局内の職員で対応）
- 本大会を見据え、代表者会議や責任者会議、表彰式も実施。



【本大会に向けた課題等】

- 暑さに備えてさらなる熱中症対策が必要不可欠。
冷房設備の増強や、クールダウンスペースの設置を検討。

3. 競技会場

【競技会場関係】

○試合会場として能勢ライフル射撃場を使用。

○50m射撃競技：ライフル射撃場 1 階
 10m射撃競技：ライフル射撃場 2 階
 BR・BP競技：ゲートボール場

○能勢ライフル射撃場内の敷地内に実施本部や競技本部、記録本部を設置。



【本大会に向けての課題等】

- 本大会では駐車場の数が不足する可能性があるため、臨時駐車場を競技役員駐車場にするなど工夫が必要。
- 雨が降るとテニスコートに大きな水たまりができてしまうため、水たまり部分にステップボードを敷くなどの対処が必要。
- 競技会場内は全体的に電波が悪く、本大会でも会場全体に電波がいきわたるようにWi-Fi設備を設置。



4. 銃器保管

【銃器保管】

- 競技役員（6名）が運営を担当。
- 風通しのために50m射場側と、外につながる扉は開放していたが50m射場側には警備員を配置。
- 毎日銃器保管庫を閉める時間になる前にメガホンで競技会場内の選手に呼び掛けを実施。しかしながら、競技中に体調不良になり、救護所を利用していた選手の銃が保管庫に入ったままだったため、会場の管理人を呼び戻して再度開けてもらうという事案が発生。



【本大会に向けての課題等】

- 会場のスピーカーを使用して、銃器保管庫の閉鎖時間が迫っていることのアナウンスや、銃器保管庫閉鎖時間を変更する場合は、リハーサル大会でも使用したLINEオープンチャットなどで周知を徹底。
- 銃器の受け渡しを手書きの帳簿で管理していたが、本大会ではパソコンで帳簿を管理できないか検討。



5. おもてなし

【売店】

○キッチンカーや滋賀県企業、銃器用具等の売店を展開。

出店業者名

- ・ Molto Buono (ピザ等軽食)
- ・ 株式会社平和堂 (滋賀県のお土産や飲料)
- ・ ライフルショップエニス (銃器用具)

○売店設置にあたって提出した届出等

- ・ 露店開設の届出書(豊中市消防局能勢町分署)

【ウォーターサーバー】

○どなたでもご利用いただけるウォーターサーバーを設置。

○マイボトルか、リユースカップで利用していただき、使用後のリユースカップは回収。

【本大会に向けての課題等】

- 本大会でのおもてなしについては、滋賀県だけではなく、開催地である大阪府や能勢町の特長をPRするために、大阪府、能勢町と相談しながら内容を検討。



6. ビーム射撃体験コーナー

【ビーム射撃体験コーナー】

- 開催日時：9月15日（日） 9:00～16:00
- 参加者数：一般観客 約40人
選手等競技会関係者 多数参加
- ビームピストルとビームライフルを体験することができるコーナーを設置し、運営を高校生補助員が担当。
体験の前に、競技の概要や銃器の扱い方等を指導したうえで、体験を実施。
- 能勢町立ささゆり学園（小中一貫校）に事前に案内し、参加希望者を募集。




**ビームライフル
ビームピストル
射撃体験会**

体験料 無料

2024年
日時 9月15日（日）9:00～16:00

場所 能勢ライフル射撃場
（大阪府豊能町能勢町山内19-1）

ライフル射撃競技は年齢や性別、体格を問わず運動が苦手な方でも楽しめるスポーツです。
是非この機会に体験してみませんか？

体験では火薬や実弾を使わない安全なビームライフル・ビームピストルを使用しますので、安全に楽しくライフル射撃競技を体験することができます。（当日は、座った状態での体験です。）

※ ライフル射撃競技はオリンピック競技でもあり、2025年に開催する“わたSHIGA輝く国スポ”においても同会場で開催が実施されます。
※ 雨天の場合は、お待ちいただく可能性があります。
※ 駐車場には限りがございます。満車の場合は、臨時駐車場（名月グラウンド）に一旦駐車いただき、臨時駐車場からの無料シャトルバスで移動いただけます。

お問い合わせ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 県運営競技係
tel：077-528-3343 mail：ken-unei@pref.shiga.lg.jp

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025

【本大会に向けての課題等】

- ビーム競技の特性上、光を遮断するために黒幕のテントで運営したところ、コーナー内が非常に高温となったため、本大会ではさらに入念に熱中症対策を図る。

7. 消防、警備

【消防関係】

- リハーサル大会前に能勢分署と現地打ち合わせを行い、売店への消火器設置や、避難経路、火事の原因となる可能性がある場所や緊急車両の動線などを確認。
- 消防署員は常駐せず、大会初日に消火器検査、緊急経路の確認のために能勢分署から消防署員が来場。

【警備関係】

- 競技会場と臨時駐車場に委託業者の警備員を配置。
- 警備員の人数
競技会場：11名（夜間警備2名を含む）
臨時駐車場：2名

【本大会に向けての課題等】

- 西駐車場から下りる車と、上がってくる車が衝突しかけたという事例があったため、本大会に向けて警備員の配置や人数等について精査する。
- 本大会では北駐車場に選手・監督の車両を停めていただく予定であり、北駐車場にも夜間警備を配置する予定。



8. 輸送・交通

【輸送】

○競技補助員、競技会係員は宿泊施設からバスで輸送。

【駐車場関係】

○競技会場駐車場 駐車可能台数

- ・西側駐車場（競技役員、大会関係者駐車場） 約80台
- ・北側駐車場（選手・監督） 約80台
- ・名月グラウンド（一般観覧者） 約140台

○駐車台数

- 9月14日（土）148台
- 9月15日（日）147台
- 9月16日（月）105台

○駐車場内での事故等は無し。

【本大会に向けての課題等】

- 本大会では、選手・競技役員・競技補助員・一般観覧者など多くの来場者をバス輸送することとなるため、駐車場内外での安全確保を徹底する。
- 本大会では、大会関係者が非常に多くなるため、会場周辺の駐車場のみでは収容困難となる見込み。競技役員の駐車場所を臨時駐車場に指定したり、車を宿に留め置いてバス輸送などの対応を検討。



9. 医事救護

【医療救護関係】

○会場に看護師1名、救護係（県職員）1名を配置。

【熱中症対策】

○高校生補助員により氷嚢や塩分タブレット等を会場内で配布、熱中症対策を呼びかけ。

○大会関係者に向けてドリンクとウォーターサーバーを用意して水分補給を呼びかけ。ウォーターサーバーでの給水用に、リユースカップを用意。

○毎時のWBGT（暑さ）指数の放送やピーチャートの掲示により、熱中症について注意喚起。



【本大会に向けての課題等】

●リハーサル大会では救護所のベッドが2つだったが一時ベッドが不足したため、本大会ではベッド数を増やす。

●リハーサル大会で実施した熱中症対策は引き続き実施予定。加えて冷房設備の増強等による熱中症対策の強化を検討。

10. 式典

【式典関係】

○代表者会議・責任者会議、表彰式、閉会式を実施。

○代表者会議・責任者会議

能勢町浄るりシアターで実施。

小ホールで責任者会議、大ホールで代表者会議を行った。

○表彰式

仮設テント内に表彰式会場を設営した。

・プレゼンター

ライフル射撃協会役員、能勢町副町長、滋賀県副知事など

○閉会式

最終日の表彰式の後に続けて実施。

日本ライフル射撃協会会長、能勢町副町長、滋賀県副知事からそれぞれ閉会にあたっての挨拶。



【本大会に向けての課題等】

●テント仮設となる表彰式会場の暑さ対策を検討。

●表彰場マイクと10m競技会場の音響が混線してしまったことがあった。対策として、本大会では表彰式会場に、独立した音響設備（有線マイク等）を設置予定。

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

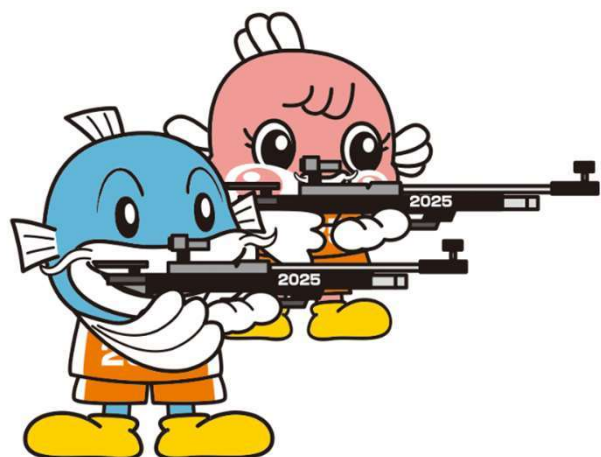


報告事項(2)

SAGA2024国民スポーツ大会

ライフル射撃競技会

開催状況の報告



1. 競技会の概要

【競技日程】

公式練習

9月25日（水）、9月26日（木）

競技会期

9月27日（金）～9月30日（月）

【会場地】

50m、10m競技：大分県立庄内屋内競技場

BR・BP競技：湯布院スポーツセンター

【来場者数】

選手・監督：423名／日

大会関係者：200名／日

実行委員会：26名／日

一般来場者：約50人／日

延べ来場者数：約4,300人

【滋賀県選手団の主な成績】

競技別天皇杯 総合優勝！！

競技別皇后杯 2位！

成年男子10mエア・ライフル立射60発 優勝

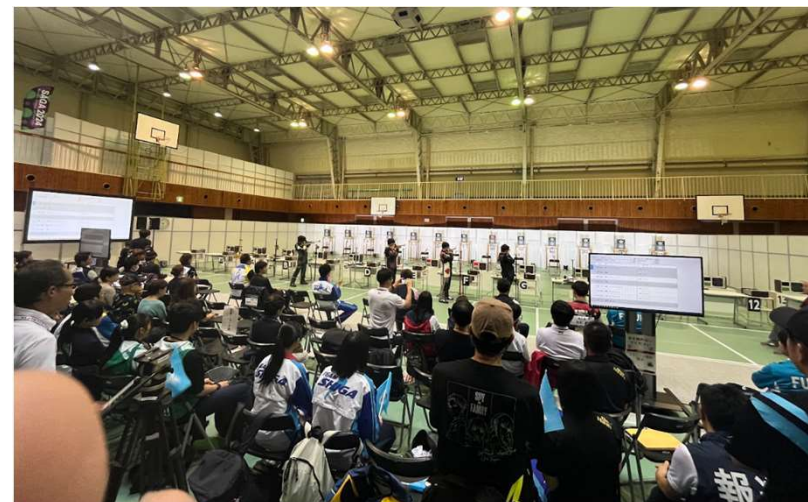
成年男子50mライフル立射40発 準優勝

成年女子50mライフル伏射60発 準優勝

少年男子ビーム・ライフル立射60発 準優勝

ビームライフルミックス 準優勝

その他、入賞者多数！



2. 競技運営

○競技役員

ライフル射撃協会等 紫色ベスト

人数：71名

庄内屋内競技場 52名

湯布院スポーツセンター 19名

・主に競技運営を担当



○競技会係員

佐賀県職員 水色ベスト

人数：26名

庄内屋内競技場 19名

湯布院スポーツセンター 7名

・競技会運営（表彰状筆耕等）を担当

委託スタッフ 白色ベスト

人数：40名

庄内屋内競技場 20名

湯布院スポーツセンター 20名

・受付業務等、競技会運営を担当



○競技補助員

高校生 オレンジベスト

人数：36名

・競技進行係に従事

ボランティア 緑ベスト

人数：44名

・受付案内係や環境美化係に従事



2. 競技運営

【受付関係】

○委託スタッフが受付。

【検討ポイント】

●初日においては、配布書類の種類や受付手順が明確でなかったために、受付で混乱が発生。



【スポーツ体験会】

○庄内総合運動公園で行われた由布市主催のスポーツ体験会の中で、ビーム体験コーナー（BR・BP体験、eスポーツ体験）を実施。

・指導員および参加者数

BR・BP体験：指導員 6名、参加者数 87名

eスポーツ体験：指導員（委託業者）4名、参加者数 98名

○ゴールを競技会場の庄内屋内競技場としたスタンプラリーを由布市イベントで実施したことにより、来会一般客数が増加。



【検討ポイント】

●本県大会において、こうしたビーム体験コーナーをどのような方法で実施するか検討が必要。（日本スポーツ協会の定める「イベント事業」での対応が原則）



3. 銃器保管

【銃器保管庫】

○運営方法

・庄内屋内競技場

県職員と競技役員で運営、受付を公式練習前日から実施。銃器を確認するのは競技役員が担当、ロッカー収納、名簿記入は県職員が担当。

・湯布院スポーツセンター

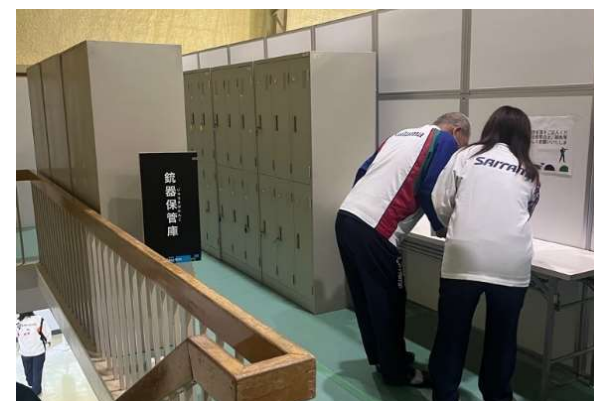
競技会場にロッカーを設置し（BR用72個・BP用36個）、選手各自で管理。

【検討ポイント】

- 庄内屋内競技場では雨対策として、競技会場から銃器保管庫へつながる通路にはステップボードが敷かれ、雨よけのテントも設置。

本県大会では、雨対策として銃器保管庫前にテントを設営する予定。

- 湯布院スポーツセンターのロッカーの鍵は予備を用意して、万が一選手が鍵を無くした場合にも対応。
本県大会でも同じ対応方法にする予定。



4. 会場整備

【会場関係①】

○選手控所

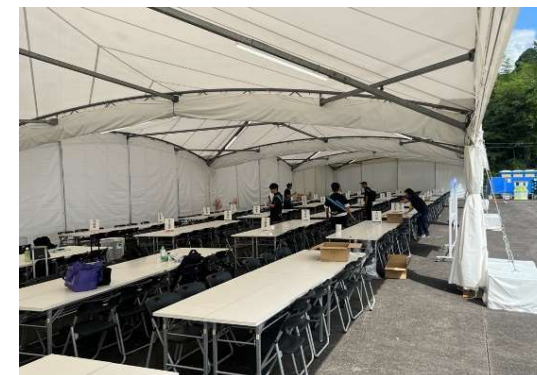
庄内屋内競技場：約330席

湯布院スポーツセンター：約150席

○両会場とも、選手控え所にゴミ箱を設置。

【検討ポイント】

- 選手・監督用のWi-Fiが設置されていたが、非常につながりが悪く、特に庄内屋内競技場ではほぼつながらない状態だった。
本県大会では、選手・監督用Wi-Fiが競技会場全体に届くように設備を整える予定。



【会場関係②】

○休憩所と各射場に観客用モニターを設置。

【検討ポイント】

- 休憩所のモニターについて、競技中に映像が映らない事象が発生していた。
本県大会でも、国スポチャンネルを使用して競技の様子を映す予定であるため、トラブルが起こった際の対応方法を確認しておく必要がある。



5. おもてなし、売店

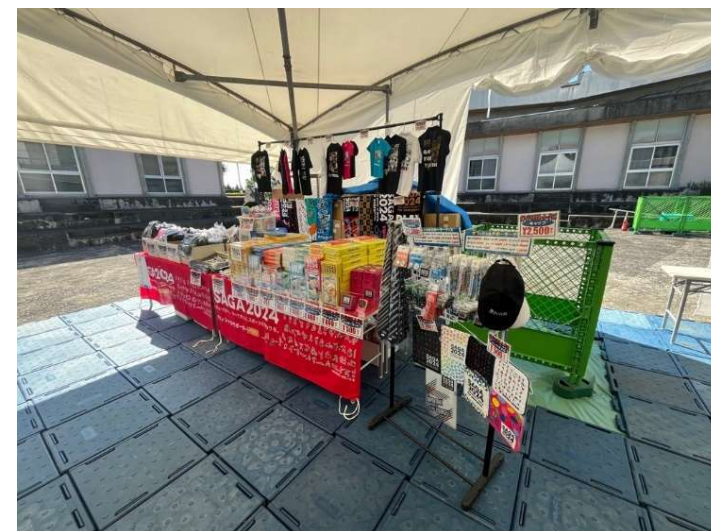
【おもてなし、売店関係】

- ドリンクや銘菓等の無料配布、キッチンカーや売店を展開
無料ふるまい：佐賀の銘菓、大分の銘菓、ドリンク
売店：競技関係用品販売、国スポグッズ販売、軽食の販売

- ふるまい配布対象者：大会関係者（一般観覧者への提供無し）

【検討ポイント】

- 無料ドリンクやふるまいの銘菓が早めになくなる日もあった為、商品数量について精査しておく必要がある。
- 本県大会でのおもてなしについては、大阪府や能勢町と相談しながら出展内容を検討。
- 配布対象者については、他競技や先例でばらつきあり。
→ドリンクや銘菓の無料配布の対象者を検討。



6. 駐車場

【駐車場関係】

- 庄内屋内競技場：臨時駐車場（約400台、徒歩5分程度）
- 湯布院スポーツセンター：会場併設駐車場（約300台）
- 両会場とも、駐車場入口に警備員が配置され、駐車場内誘導は委託業者が担当。

【検討ポイント】

- どちらの会場も広く場所が取れており、最も来場人数が多い日でも問題はなかった。
本県大会会場の駐車場は狭く、来会予定車両数に対して駐車可能台数が不足する可能性があるため、臨時駐車場として能勢町内の敷地を借用する予定。
- 庄内屋内競技場の駐車場は、白ロープで駐車場所を区画分け。
湯布院スポーツセンター駐車場は駐車列を赤コーンで区画分け。
本県大会でも、駐車場内をコーンで区画分けする予定。



7. 宿泊、輸送

【宿泊、輸送関係】

- 選手・監督は大分市内のホテルに宿泊。
- 競技役員は由布市内の旅館に宿泊。
- 両競技会場間、配宿先・競技会場・臨時駐車場間で計画バスを運行。
- 選手・監督の宿泊先については、佐賀県ライフル協会と協議の上、地域ブロックごとに大枠を決めて配宿委託業者へ情報提供。

【検討ポイント】

- 競技役員は朝の業務開始が早いため、本県大会では配宿先の朝食提供時間を早めることを検討。
- 本県大会の駐車可能台数が少なく、なるべく来場車数を減らすために、バスやタクシーでの来場を希望する選手団同士が同じホテルに宿泊してもらう等、対応を県協会、旅行会社と検討していく。

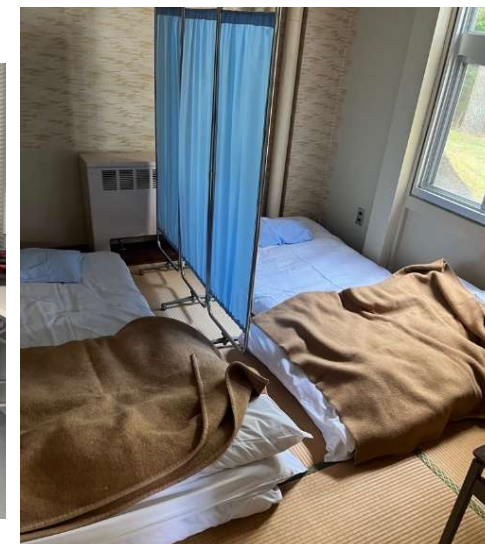


8. 医事衛生

【救護関係】

○競技会期中に看護師を配置（各会場1名/日）。

○救護実績無し。



【食品衛生、環境衛生関係】

○ゴミ：可燃物、不燃物、缶・瓶・ペットボトルに分別。

○弁当：保冷車にて保管し、引換時間（11:00～13:30）を徹底。

○弁当のガラ、お茶容器は各自で弁当引換所に返却。



9. 警備、消防

【警備関係】

- 庄内屋内競技場では、駐車場入口と競技会場に警備員を配置。
湯布院スポーツセンターでは、駐車場入口に警備員を配置。

○警備員の人数

庄内屋内競技場：8名

湯布院スポーツセンター：4名

- 両会場とも夜間警備を導入。

- 駐車場内での事故や、競技会場内での不審者出没等の情報は無し。

【検討ポイント】

- 本県大会においても、駐車場入口に警備員を配置し、車両誘導を行う予定。

【消防関係】

- 消防署員の配置：無し



10. 式典

【式典関係】

- 責任者会議・代表者会議、表彰式、閉会式を実施。
閉会式は庄内屋内競技場にて、最後の表彰式後に実施。
- 責任者会議・代表者会議
由布市庄内公民館で実施。
- 表彰式、閉会式
 - ・進行は放送局アナウンサーが担当
 - ・写真撮影準備等は委託業者、県職員で対応。
 - ・主なプレゼンターは会場地首長、競技団体役員。
- 表彰式会場について
 - ・庄内屋内競技場
射座横の競技で利用しないエリアに表彰式会場が設営されており、
転換の必要はなかった。種目別表彰式では観客席に座席はなかったが、閉会式では用意されていた。
 - ・湯布院スポーツセンター
競技終了後に競技会場を表彰式会場に転換していた。
- 【検討ポイント】
 - 式典進行のアナウンサーが毎日違っていたため、式の流れを毎回確認していた。
本県大会では、司会者は同じ人が担当する方向で検討。



わたSHIGA輝く国スポライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技会開催準備 状況および今後のスケジュール(予定)

【準備状況】

- 令和5年3月 第1回競技会運営委員会開催、基本計画・総合年次計画を承認
 7月 リハーサル大会・本大会会場等設計業務委託開始
 10月 2023おおさかのてっぺんフェスティバル広報ブース出展
 燃ゆる感動かごしま国体ライフル射撃(50m、10m、BR・BP)
 競技会視察
 SAGA2024国スポライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技
 リハーサル大会視察
 令和6年1月 現地事務所開設
 2月 第2回競技会運営委員会開催
 9月 リハーサル大会開催
 SAGA2024国スポライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技会視察
 10月 2024おおさかのてっぺんフェスティバル広報ブース出展
 令和7年2月 第3回競技会運営委員会開催(書面)

【今後のスケジュール】※予定

- 4月 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会実施本部(仮称)設置
 6月頃 第4回競技会運営委員会開催
 10月 わたSHIGA輝く国スポライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技
 会開催
 11月～12月 わたSHIGA輝く国スポライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技
 事業概要説明会実施

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



参考資料

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 県外・県市町共催等競技会運営委員会規程



平成 25 年（2013 年）10 月 31 日
第 1 回 総 会 決 定
令和 4 年（2022 年）8 月 7 日
第 10 回 総 会 一 部 改 正

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、令和 7 年（2025 年）の第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 両大会における実施競技および会場地の選定
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 両大会開催および準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 両大会開催および準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他両大会開催および準備に必要な事業

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 両大会開催準備および運営に関係のある機関・団体の代表者および役職員
- (4) その他両大会開催準備および運営に関係のある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 80 名以内
- (4) 監事 3 名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 顧問および参与は、無報酬とする。

6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用す

る。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
 - (4) 県外・県市町共催等競技会運営委員会
- 2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。
(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算および収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 特別委員会の設置に関すること。
 - (7) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。

- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
- 8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(県外・県市町共催等競技会運営委員会)

第14条 県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

第15条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

- 2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第16条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第22条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、平成25年10月31日から施行する。

2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

附 則

この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画および関係規程等中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

令和4年(2022年)8月7日
第10回総会決定

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
県外・県市町共催等競技会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則(以下「会則」という。)第10条第1項第4号の規定に基づき、県外・県市町共催等競技会運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の種類等)

第2条 運営委員会の種類および常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(構成)

第3条 運営委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「実行委員会」という。)の会長(以下「会長」という。)が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。

(役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長および副委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

3 運営委員会が必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

(部会)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月7日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	委任事項
自転車（トラック・レース） 競技会運営委員会	1 総合的な計画の推進に関すること 2 競技施設等の整備計画の推進に関すること
馬術 競技会運営委員会	3 広報活動および県民運動の推進に関すること 4 競技運営に係る計画の推進に関すること 5 宿泊業務に関すること
ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技会運営委員会	6 医療救護、食品衛生および環境衛生に関する こと 7 輸送および交通に関すること
ラグビーフットボール 競技会運営委員会	8 警備および消防防災に関すること 9 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営委員 会に限る。）
ボウリング 競技会運営委員会	10 その他競技会を開催するために必要な事項に 関すること

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 県運営競技係

TEL 077-528-3695 / FAX 077-528-4836

e-mail:ken-unei@pref.shiga.lg.jp

